

委員会議事概要

| | |
|-----------------------|--|
| 1 委員会名 | 令和4年度 第12回沖縄海区漁業調整委員会 |
| 2 開催日時 | 令和5年3月10日(金) 14:00~14:58 |
| 3 開催場所 | 沖縄県庁6階 第1特別会議室 |
| 4 出席委員 (定数15名中14名) | <p>(会場参加)</p> <p>赤嶺博之委員、伊良波宏紀委員、上原亀一委員、大嶺嘉昭委員、新立弘子委員</p> <p>(Web参加)</p> <p>池田博委員、大城和夫委員、当真聡委員、八前隆一委員 大谷健太郎委員、藤田喜久委員、山川彩子委員、天方徹委員 城間恒浩委員</p> |
| 5 議事録署名人 | 赤嶺委員、大谷委員 |
| 6 議事内容 | |
| (1) 第1号議案 | 「浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示」の改正について (P1~P26) |
| 【要旨】 | 令和5年3月31日で有効期限が終了する「沖縄海区漁業調整委員会指示4第2号(浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示)」に代わり、同指示の内容を概ね踏襲する新たな委員会指示の事務局案を提案し、原案のとおり承認された。 |
| 【特記事項】 | 特になし。 |
| (2) 第2号議案 | 「マチ類資源の保護培養に関する委員会指示」の改正について (P27~P61) |
| 【要旨】 | 令和5年3月31日をもって有効期間が終了する「沖縄海区漁業調整委員会指示30第4号(マチ類資源の保護培養に関する委員会指示)」に代わり、同指示の内容を概ね踏襲する新たな委員会指示の事務局案を提案し、原案のとおり承認された。 |
| 【特記事項】 | <p>【池田委員】 資源管理の効果が出ていると思う。特に沖ノ中ノソネには以前から台湾の遊漁船が来ると、地元から意見が出ていた。今回の聞き取り調査でも、そういった意見が出ている。これまで台湾の遊漁船に対して、何か注意勧告といったものを沖縄側の取締船が発令したのかどうか。</p> <p>【事務局】 県の漁業取締船「はやて」と漁業調査船「凶南丸」が年に数回、マチの漁場の監視業務に出ているが、今のところ台湾の遊漁船を目視することはなかった。</p> |

| | |
|----------|--|
| | <p>先日、与那国での説明会のときに、いまだに遊漁船が来るという情報は受けているので、今後、取締を考える必要があると思う。</p> <p>【池田委員】資源管理として、禁漁期間を設けているので、台湾側にも、もう少し県が強く指導することを発信していただきたい。</p> <p>【事務局】ルールを守って資源管理に取り組んでいるのに、一部に違反する人たちがいるのはよくない。厳しく対応したいと考えている。</p> |
| (3)第3号議案 | 浮魚礁の敷設承認について (P62～P84) |
| 【要旨】 | 新規の承認申請が7基(沖縄県2基、国頭漁協4基、糸満漁協1基)あり。原案のとおり承認された。 |
| 【特記事項】 | <p>【池田委員】再承認は、昨年6月30日までに手続きが必要な案件だと思うが、そう解釈してよいか。</p> <p>【事務局】本来は6月30日までに再承認されるべきだが、再承認期間に手続が行われなかったため、新規扱いだが、事実上の再承認案件だ。</p> <p>【池田委員】再承認期間を過ぎての承認申請を出す場合は、文書でわび状を提出するのが慣例だったと思うが、その提出はあったのか。</p> <p>【事務局】過去にそういった事案があったのは確かで、警告書などを発出したこともあったが、今回、年度内に承認申請の提出があったものについては、警告書などの発出をするような対応はしない。今回、残念ながら沖縄県設置の浮魚礁のうち、3基分は未承認のままとなったことから、しかるべき対応をしたい。</p> |
| (4)第4号議案 | ウミガメの採捕承認について (P85～P89) |
| 【要旨】 | 漁業目的で1件(八重山漁協所属)の申請あり。原案のとおり承認された。 |
| 【特記事項】 | 特になし。 |
| (5)第5号議案 | 「沖縄海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程」の改正について (P90～P204) |
| 【要旨】 | <p>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の一部が改正され、令和5年4月1日から、地方公共団体においても法が適用されるため、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年沖縄県条例第54号。以下「条例」という。)を令和4年12月に制定し、法の施行に必要な事項を定めるとともに、条例の附則において現行の沖縄県個人情報保護条例(平成17年沖縄県条例第2号)は廃止されることになった。</p> <p>また、知事部局においては、法及び条例の施行に必要な事項を定め</p> |

| | |
|------------------|--|
| | <p>るため、「知事における個人情報の保護に関する法律施行細則」を定め令和5年4月1日に施行するとともに、同規則の附則において知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年沖縄県規則第23号）は廃止することになっている。</p> <p>海区漁業調整委員会においても、知事部局に倣い、委員会規程を定める必要があることから新たに「沖縄海区漁業調整委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則」の事務局案を提案し、原案のとおり承認された。</p> |
| <p>【特記事項】</p> | <p>【上原議長】 当真委員から3時に退出の申出があり、許可した。</p> |
| <p>(6) 第6号議案</p> | <p>委員会に対する照会について (P205～P214)</p> |
| <p>【要旨】</p> | <p>那覇沿岸漁業協同組合から浮魚礁の利用に関する照会があったが、「浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示（沖縄海区漁業調整委員会指示4第2第13）」に抵触する事案であったため、委員会からの回答として、浮魚礁設置者との協議または調整を行った上で操業するようとする事務局案のとおり承認された。</p> |
| <p>【特記事項】</p> | <p>【新立委員】 故意に操業した場合ではなく、誤って操業した場合でも、委員会の罰則が課せられるのか。</p> <p>【事務局】 故意か否かになるが、委員会指示では、故意と過失の区別はないので、第13第1項の対象になるとは考えている。</p> <p>【天方委員】 委員会指示で、確かに故意とか過失の区分はないが、当然これは故意にやる事態のみを想定した規定だと思われるので、過失の場合に委員会指示違反というのは難しいと思う。ただ、この照会がどういうケースを想定されているのか分からない。ほとんどの事案が過失ではなく故意に当てはまると思うので、結果としては、この回答でいいのかと思う。</p> <p>【上原議長】 照会内容について確認したところ、何回か注意を受けているのに操業しているような、故意と思われる行為があった場合というのが本来の趣旨らしい。</p> <p>【八前委員】 これまでにこういったケースで、県に対して写真提供とか、警告を出してほしいという事案はあるか。</p> <p>【上原議長】 今までに文書などで委員会としての考え方を質問してきたのは、初めてだと思う。</p> <p>【伊良波委員】 宮古島漁協から2、3年前にも事務局に電話で照会している。</p> |

【事務局】宮古島漁協から電話で浮魚礁の利用を巡るトラブルの相談は受けたが、基本的には委員会指示に記載してあるとおり。それぞれの設置者が、ブロックごとに細かい取決めをしている。基本的にはブロック内、もしくはその設置者との調整で対応するよう説明した。

【上原議長】宮古島漁協の案件は、パヤオ部会に入っていない漁業者がパヤオを使った場合の相談だった。

【八前委員】各単協や市町村が設置している浮魚礁で、何らかのトラブルは、各単協が処理をしていると思うが、伊江漁協が設置しているパヤオで、県外船籍漁船が操業している写真を漁業者が持って帰ってくることもある。今後は、どのように指導すれば良いか。

【事務局】基本的に、浮魚礁の利用は、紳士協定に基づいた利用になっているため、法規で縛るようなものがない現状だ。他の漁協の浮魚礁に県外船が来て操業したのであれば、浮魚礁を設置した漁協が、利用を控えるようお願いをすることから始めるものとする。

【八前委員】理解はできるが、今回の回答をもとに、委員会指示違反を強調すると、今後、漁業者間のトラブルが懸念される。

【事務局】今回の経緯は、漁協所属の漁業者で、他漁協のパヤオに近づき過ぎて注意を受けた者がいたので、他漁協とのトラブルを防ぐために、漁協内部で漁業者を引き締めたいという意図があったと聞いている。

【赤嶺委員】この浮魚礁の設置箇所から何マイルまでが、設置者の権利になるのか。

【上原議長】私が知り得る範囲では、昼間はおおむね3マイル、夜間の集魚灯では、各漁協で変わるが、浮魚礁から4マイル～10マイル程度は離れて操業するといったローカルルールがある現状だ。

【池田委員】各ブロック内で、紳士協定があり、第3ブロックでは、他の漁協が設置した浮魚礁から3マイル以上離れた上で操業するのが暗黙の了解だ。ただし夜間の集魚灯漁業は、シーアンカーを投入しても、風あるいは潮で船が動くので、その操業中に、他の漁協が設置した浮魚礁に近づくこともある。その場合は、速やかにシーアンカーを上げて移動している。

今回の那覇市沿岸漁協の照会は、事前に聞いている。ある人から「海区調整委員会で、浮魚礁から何マイル以上離して操業しなさいといった取決めがあるのか」という問合せがあった。取り決めは特にないが、漁協間で浮魚礁からの距離は、おおむね取決めてあるブロックがある。

| | |
|---------------|--|
| | <p>今回の事案は、久米島の西側に設置された浮魚礁の件だと思うが、「10 マイル以上離すように言われているが、漁船ごとに10 マイル以上離して操業するには、3 隻程度に限られるエリアがある」といった問合せがあった。その中で、「海区調整委員会としては、何マイル離して操業しなさいということはない」ということを返事したと記憶している。</p> <p>非常に難しい問題だが、ぜひブロック内で距離感については十分話した上で、漁業者同士がトラブルにならないようにやっていただきたいと思う。</p> |
| (7) 第 7 号議案 | 令和 5 年度漁業権免許に係る県知事の諮問からの変更点（セミエビ・ゾウリエビ漁業の記載変更等） （P215～P217） |
| 【要 旨】 | <p>令和 5 年漁業権一斉切替に係る海区漁場計画の案は、共同漁業権の対象種に「セミエビ・ゾウリエビ漁業」を新たに設定し、漁期を「8 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」としている。</p> <p>このうち、ゾウリエビについては、漁業調整規則での制限がないことから、各漁協の都合に合わせて、漁期を任意に設定できるようにするため、①セミエビ・ゾウリエビ漁業に係る免許内容の変更（漁業調整規則の制限によりセミエビ漁業を 8 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、ゾウリエビ漁業 を 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする）、併せて、②漁場の区域を示す座標値の登録ミスを訂正する（3 箇所）事務局案を提案し、原案どおり承認された。</p> |
| 【特記事項】 | 特になし。 |
| (8) 協議事項 1 | 令和 5 年度の浮魚礁の承認計画について （P218～P223） |
| 【要 旨】 | <p>浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する沖縄海区漁業調整委員会指示 5 第 3 号において、第 10 第 1 項により、敷設を承認する浮魚礁の数は、県が敷設するものを除き、150 基を限度としている。敷設承認数は、平成 31 年 3 月に発令された沖縄海区漁業調整委員会指示 31 第 1 号に明記されて以降、変更はない。</p> <p>その枠内で、ブロックごと、漁協ごとの敷設承認基数の割当案を提案した。原案のとおり承認された。</p> |
| 【特記事項】 | 特になし。 |
| (9) その他 1 | 海区漁場計画案に関する公聴会の実施と公述人について |
| 【要 旨】 | <p>今月の海区漁場計画案に関する公聴会に出席する委員に対して、事前に郵送した資料の持参など、事務連絡を行った。</p> <p>また本日午前中に公述人届の受付を締め切り、申請は 0 件だったこ</p> |

| | |
|------------|--|
| | とを報告した。 |
| 【特記事項】 | 特になし |
| (10) その他 2 | 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロックの役員について |
| 【要旨】 | 第 17 期後期の九州ブロック役員について、第 17 期前期会長海区事務局の長崎県連合海区事務局から、互選の結果、当海区は監事となったとの通知があった。これにより役員は、副会長は佐賀県連合、理事は長崎県連合と宮崎海区の 2 か所、監事が当海区、沖縄海区となったことを報告した。 |
| 【特記事項】 | 特になし。 |